保育所等の適正利用にご協力ください

保護者のみなさんへ

保育所等の利用は　…**「保育の必要性」があるときだけ！**



この原則を守ることを、**「保育所等の適正利用」**といいます。

具体的にいうと、お仕事などで必要な時間に限って利用することです。
みなさんのご協力が、保育の質をより高めるための助けになります。



結局、どうすれば
適正利用になるの？

例えば、こんなことから始めてみませんか。

①お休みの日は、できるだけご家庭で過ごしましょう

お仕事などのない日は、お子さんとの時間を大切に。

②早めのお迎えにご協力ください

お仕事などが早く終わったら、早めのお迎えをお願いします。

③行事や習い事はきょうだいと一緒に

上のお子さんが行事や習い事のときは、下の子も一緒に連れていきましょう。

④欠席・遅刻などは園に連絡を

欠席や遅刻、早めのお迎えのときは、利用している園に必ず連絡してください。

適正利用は、お子さんのより安心で安全な保育につながります。
ただし、保護者の急な体調不良など、必要なときは遠慮せずにご利用ください。



「保育所等の適正利用」
について、より深く知る

〇南九州市役所　こども未来課　子育て支援係